

令和元年6月伊那市議会定例会 請願・陳情文書表

令和元年6月3日

番号	件名	提出者	付託委員会	紹介議員
26-1	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願（請願）	伊那市職員労働組合 執行委員長 松田 元伸	総務文教委員会	宮島 良夫
26-2	国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願（請願）	伊那市公立学校教職員組合 代表 田中 孝弘	総務文教委員会	宮島 良夫
26-3	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願（請願）	伊那市公立学校教職員組合 代表 田中 孝弘	総務文教委員会	宮島 良夫
26-4	沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める請願（請願）	上伊那地区労働組合会議 議長 平沢 勝也	総務文教委員会	宮島 良夫
26-5	消費税の複数税率導入中止を求める陳情（陳情）	上伊那民主商工会 会長 鈴木 正巳	社会委員会	
26-6	消費税の適格請求書(インボイス)保存方式導入中止を求める陳情（陳情）	上伊那民主商工会 会長 鈴木 正巳	社会委員会	



(26-1) 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願（請願）

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

政府の「骨太の方針2018」では「（地方の）一般財源総額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財源総額は6兆2千707億2千万円（前年比+1.0%）となり過去最高水準となりました。

しかし、一般財源総額の増額分も、保育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

以上のことから、貴議会におかれましては、下記事項について国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに請願いたします。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、保育の無償化に伴う地方負担分の財政確保を確実に図ること。

- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、各地域の人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 4 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 5 2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保を図ること。
- 6 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。
- 7 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 8 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
- 9 依然として4兆円規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
- 10 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

(26-2) 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願  
(請願)

2011年、衆議院・参議院ともに全会一致で義務教育標準法が改正され小学校1年生に35人学級を導入することが決まりました。併せて附則で小学校2年生以降順次改訂することを検討し、財源確保に努めると決めました。しかし、翌年の2012年は法改正ではなく加配で小学校2年生を35人学級としました。その後は改善がなされていませんが、2017年の法改正での附帯決議では、学級編成の標準を35人に引き下げることなどが特段の配慮をするものとされています。

長野県では2013年に30人規模学級(35人基準)を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年が35人学級となりました。しかし、義務教育標準法の裏付けがないため、国の加配等を利用しながら予算的にやりくりしているため、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増の多くを臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。

国が義務教育標準法を改正することにより計画的に35人学級を進めていくことで、小学校の専科教員等を基準に沿って正規で配置することができるようになります。

また、長野県では少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においても行き届いた教育を実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切であると考えます。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場において、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、行き届いた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせません。このためには厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に35人学級を実現する必要があると考えます。

以上のことから、貴議会におかれましては、下記事項について国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここにお願いいたします。

#### 記

- 1 どの子にも行き届いた教育をするために、国の責任による35人学級の計画的推進と教育予算を増額すること。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

### (26-3) 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願（請願）

義務教育の無償化は、憲法に規定されている大切な原則です。この原則を守るために義務教育費国庫負担制度が1953年（昭和28年）に成立しました。それまで県・市町村の負担であった学校の教育活動費、人件費を含む必要経費が国の負担となり、教育の機会均等が保障され教育条件の差がなくなり、保護者負担も大きく減りました。

しかし、1985年（昭和60年）から政府は教育の質的論議を抜きに、国の財政状況を理由として、次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、2006年（平成18年）に「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられました。減らされた国庫負担金は一般財源として地方に交付税のかたちで配分されていますが、地方交付税そのものが減らされており、地方財政を圧迫する状況が続いています。今後さらに3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度廃止も含めた検討がなされる可能性もあります。

この制度は、教育の機会均等とその水準の維持・向上を図る制度として現行義務教育制度の重要な根幹をなしています。国が、財政的な責任を果たさなければ、都道府県・市町村による教育条件格差ができてしまい、住んでいる地域によって教育の質に差ができる事態が生まれかねません。

私たちは、自治体の財政力によらず子どもたちが等しく教育を受ける権利を保障するために義務教育費国庫負担制度を堅持・拡充すべきであり、国庫負担率を3分の1から2分の1へ再び戻すべきと考えています。

以上のことから、貴議会におかれましては、教育水準の維持・向上を図り、県や市町村の財政状況による教育格差が広がらないよう、下記事項について国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに請願いたします。

#### 記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

(26-4) 沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める請願  
(請願)

沖縄県名護市の米軍基地建設をめぐる政府と沖縄県の対立は、一地方の出来事として看過できない地方自治の根本にかかわる問題です。

沖縄県民の「辺野古新基地建設ノー」という意志は、衆参両院の国政選挙・補欠選挙をはじめ、知事選挙や県民投票などで明確に示されています。2018年9月には翁長雄志前知事の遺志を受け継いだ玉城デニー知事が過去最多の得票数で当選し、翌年2月に行われた辺野古埋め立ての賛否を問う県民投票では、反対票が投票総数の7割を超えました。

しかし、日本政府はこうした沖縄県民の民意に向き合おうとはせず、2017年4月には、抗議する市民を暴力的に排除しながら護岸工事に着手しました。沖縄県が2018年8月に辺野古沿岸部の埋め立て承認を撤回すると、不服審査請求などの対抗措置をとって工事を再開し、同年12月には土砂投入まで強行しました。軟弱地盤の存在で工期も工事費も見通せないばかりか、サンゴ移植などの環境保全対策も全く不十分な中、辺野古基地の既成事実化を図ろうとし、なりふりかまわず工事を強行しようとする安倍政権の恫喝的な対応は、県民の民意と沖縄の自治を何重にも踏みにじる暴挙であり、断じて許されません。

地方自治体は、国家とは別の人格を持ち、中央政府とは対等の立場にあるにもかかわらず、日本政府には地方自治を尊重し対話しようとする姿勢が見られません。全国知事会は2018年7月、米軍基地負担に関する提言を取りまとめ、日米地位協定の抜本的見直しや基地の整理、縮小、返還などを求めています。普天間飛行場は一刻も早く閉鎖、撤去を行ない、県内への移設を断念すべきです。

以上のことから、貴議会におかれましては、下記事項について国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに請願いたします。

記

- 1 辺野古新基地建設工事を直ちに中止すること。
- 2 沖縄県民の民意を踏まえ真摯な話し合いを行なうこと。

## (26-5) 消費税の複数税率導入中止を求める陳情（陳情）

今、日本経済は深刻な状況にあります。内閣府は3月の景気動向指数の基調判断を、景気後退の可能性が高いことを示す「悪化」に下方修正しました。このような経済状況の中で消費税を予定通り増税するのは、あまりにも無謀と言えます。今回の消費税率10%への増税では、複数税率制度やポイント還元制度などが目玉として取り上げられています。政府は「痛税感を抑えるため」と言いますが、軽減とは名ばかりの8%据え置き税率であり、決して負担が軽くなるわけではありません。

その内容は、複数税率の対象品目の線引きや、キャッシュレス決済時の「ポイント還元」のためのQRコードの統一規格、「プレミアム付き」商品券の発行は9月30日までに生まれた2歳以下の子どもがいる世帯にするなどです。

また、ポイント還元制度も全く浸透しておらず、世論調査ではポイント還元制度について75%以上の方が「分かりにくい」と回答しています。買う側にも売る側にも分かりにくく、煩雑なことがいよいよ浮き彫りになってきています。

特に、中小零細業者の事務負担は深刻です。政府は、複数税率対応のレジスターやキャッシュレス対応機器などに補助金を出して普及を進めていますが、それでも中小零細業者にとっては重い負担であり、また制度への不安により導入が進んでいません。

「痛税感を抑えるため」と自身で言うように、過去の増税後の結果からしても消費税率10%への増税後の景気低迷は明らかです。さらに安倍首相は、「増税分はすべて国民にお返しする。」と言っていますが、返すくらいなら増税しなければいいのです。そのための対策で国民負担・混乱が増すようなことがあれば本末転倒です。消費税の複数税率導入は買う側（消費者）・売る側（企業等）への理解と配慮、環境整備が十分に進まない状況においては、多くの混乱と深刻な打撃を与えます。

以上のことから、貴議会におかれましては、国民生活、事業経営に不安と混乱を招く消費税の複数税率導入を中止するよう国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

(26-6) 消費税の適格請求書（インボイス）保存方式導入中止を求める陳情  
（陳情）

2019年10月から消費税率が10%に増税される予定です。同時に食料品などは8%の軽減税率が適用され、消費税は複数税率となります。さらに、それに伴い適格請求書（インボイス）保存方式が導入されます。

この制度では消費税の仕入税額控除の要件として、適格請求書発行事業者の登録番号が記載された請求書などの書類の保存が義務付けられます。これにより、課税売上1,000万円以下の零細な事業者が取引から排除される状況になります。登録申請をした場合、消費税の申告、納税の義務が発生します。建設業の一人親方事業者の場合、税込みの年間売上500万円を簡易課税制度で計算すると、その税額は181,700円になります。

約500万とされる免税事業者、いわゆる中小零細業者にとって、これ以上の負担増は、格差と貧困をさらに拡大し、地域経済に深刻な打撃を与えます。さらに、日々の記帳や決算などの実務も煩雑かつ膨大なものになっていくことが考えられ、負担は納税だけにとどまりません。

以上のことから、貴議会におかれましては、中小零細業者の事業経営に悪影響を及ぼす消費税の適格請求書（インボイス）保存方式導入を中止するよう国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。